

1 事業主体について

4市1町による一部事務組合を設立する方針とする。

2 今後の体制等について

①組合設立に向けた準備室の設置（令和9年4月1日～）

②一部事務組合の設立（令和10年4月1日～）

3 事業スケジュール

		R8												R9												R10		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
基本構想	①基本構想策定														基本構想2年間 													
	②用地選定														用地選定6月目途													
	③用地の公募実施								公募年内																			
一部事務組合設立	④規約の整理 (議員定数、費用負担等)														令和8年度規約整理、議会对応													
	⑤前橋市に準備室設置		各市町1人ずつ前橋市に職員を派遣し組合設立準備																									
	⑥議案審査提出																											
	⑦規約の議会承認																議案提出、議会对応											
	⑧システム開発等補正要求																											
	⑨組合設立																											